

【第4講】

次の文章に書くことができる内容は、その時点で読み手が知りたいと思っていることに限られる。

私自身が特許明細書を書いている時の意識としては、「その時点で読み手が知りたいと思っていることしか書けない」という意識が強烈にあります。多分に誇張を含んでいると感じられるでしょうが、これは誇張でも何でもなく正真正銘の本当のことです。但し、「知りたい」と思う程度については、ほんの僅かなものでも構いません。読み手はその時点で、ほんの僅かでも「知りたい」と思っていない内容は、幾ら頑張っても正しく受け取って貰えない（従って書く意味が無い）のです。

たとえば、私が書いた特許明細書では「以下、〇〇〇について説明する」とか「以下、〇〇〇について説明し、その後、・・・について説明する」とか言った表現が出て来ることがあります。このような表現を入れることによって、読み手は話の展開が分かって以降の説明が読み易くなるからです。しかし、このような表現についても、たとえば話が一段落するなどして、次の話の展開が読めないと読み手が感じているのではないか？（つまり、心の何処かで、今後の話の展開を知りたいと思っている）というような場面でしか使いません。そのような下地（文章を受け入れる下地）が読み手の側に備わっていなければ、幾ら読み手のために書いた文章であっても読み手は不自然に感じてしまい、素直に受け入れて貰えないからです。

そうは言っても、特許明細書を書く側としては、書かなければならない事柄を書かずに済ますわけには行きません。では、どうすればよいのか？ 答えは1つしかありません。読み手が知りたいと思うように、読み手の意識を誘導しながら書くこと。それがまさしく「読み手の意識をシミュレートする」ことです。